平成３０年（フ）第８７８号
福岡市西区野方２丁目５番10―203号
債務者　近藤美加代
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第８８５号
福岡市博多区住吉４丁目23番５―203号
債務者　山本　竜人
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第８９４号
福岡市中央区薬院３丁目７番21号
債務者　皆良田真美
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第８９８号
福岡市博多区那珂６丁目３番２号
債務者　小松　正弘
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第９０７号
福岡市南区柳河内２丁目６番15―303号
債務者　高木真太郎
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第９１７号
福岡市東区奈多２丁目10番１―208号
債務者　小村寿太郎
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３６号
福岡県大牟田市大字宮崎11番地２　306号
債務者　平形　雅広
1　決定年月日時　平成30年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成３０年（フ）第３８号
福岡県大牟田市本町４丁目４番地18　ニュースカイ22マンション602号
債務者　松藤　夕子
1　決定年月日時　平成30年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成３０年（フ）第３９号
福岡県大牟田市大字櫟野3214番地４　東谷市営住宅５棟11号
債務者　川口　満子（旧姓山村）
1　決定年月日時　平成30年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成３０年（フ）第５３号
長崎県東彼杵郡東彼杵町平似田郷189番地
債務者　川崎　好江
1　決定年月日時　平成30年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成３０年（フ）第２３号
北海道浦河郡浦河町堺町西４丁目４番７号
債務者　櫻井　利謹
1　決定年月日時　平成30年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成３０年（フ）第３２８号
仙台市若林区上飯田２丁目20番23号
債務者　清野　美郷（旧姓百目木）
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第３４８号
宮城県塩竈市字庚塚128番地32
債務者　鈴木　歩美
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第４５６号
仙台市青葉区中山８丁目14番３―501号、従前の住所仙台市青葉区中山６丁目４番14号川平ハイツ101
債務者　岩村　広乃（旧姓沼倉）
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第２号
秋田県大館市片山町２丁目５番１―２号オリーブハウス105号室
債務者　松田　幸樹
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成３０年（フ）第１４６号
茨城県ひたちなか市大字中根899番地３　エステート翔102号、前住所茨城県ひたちなか市南神敷台２番地１（ヴァン・エ・ルミエール103号）
債務者　山本　　徹
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第５３５号
千葉県市原市白金町１丁目41番地１　ハイツ白金102
債務者　市川夏火野
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係